議案参考資料

「令和 4 年第 4 回定例会(12 月)]

[担当課(室)係(担当)]

スポーツ・文化振興課 スポーツ振興担当

議案名

議案第76号 指定管理者の指定について(桐生市体育施設)

趣旨・目的

桐生市体育施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244 条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要

桐生市体育施設の設置及び管理に関する条例第14条、桐生境野球場の設 置及び管理に関する条例第9条並びに桐生スケートセンター条例第10条の 規定に基づき、桐生市体育施設の管理を行わせるため、公益財団法人桐生市 スポーツ文化事業団を指定管理者として指定しようとするものです。

- 1 施設の名称
 - (1) 桐生市民体育館 (2) 桐生球場
- (3) 桐生球場附属球場

- (4) 桐生市民プール (5) 陸上競技場 (6) 元宿庭球コート

- (7) 相生庭球コート (8) 相川庭球コート (9) 相撲道場
- (10) 桐生弓道場
- (11)ユーユー広場
- (12)桐生境野球場

- (13)桐生スケートセンター
- 2 指定する団体 桐生市織姫町2番5号

公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団

3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(5年間)

背景・経過

桐生市運動公園を中心とする桐生市体育施設は、平成5年から財団法人桐 生市体育協会(現公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団)へ業務委託し、平 成 18 年度からは指定管理者制度の導入に伴い、同法人を指定管理者として 指定し、現在に至っています。

桐生市体育施設の指定管理期間が令和5年3月31日をもって満了となる ことから、公募による選考を行いました。桐生市が掲げる「市民がスポーツ を生涯の友とし、健康で明るい豊かな生活」を実現するため、同法人からの 事業計画案等を評価したところ、安全かつ効率的な施設維持や、施設利用者 のニーズに合った管理運営を行えること、指定管理者自らスポーツ振興事業 を実施できるなど、利用者へのサービス向上と効率的な管理運営が可能であ

るとの結果となったことから、同法人を指定管理者として指定しようとする ものです。なお、対象施設の新設、廃止等があった場合は、指定管理料の見 直しを行います。